



金沢市公報

第2454号の2

平成16年(2004年)7月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
金沢市公衆街路灯電気料補助金交付要綱の一部改正について (市民参画課)	1

告 示

●金沢市告示第214号

金沢市公衆街路灯電気料補助金交付要綱(昭和45年告示第54号)の一部を次のように改正する。

平成16年7月21日

金沢市長 山 出 保

題名を次のように改める。

金沢市公衆街路灯電気料及び修繕費補助金交付要綱

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路灯 公衆のために道路、橋、公園その他これらに類する場所に照明用として設置された電灯をいう。
- (2) 電気料金 電気事業法(昭和39年法律第170号)第19条第1項の規定により定められた供給規程の定めによる街路灯に係る電気料金で、住民が負担しているものをいう。
- (3) 修繕費 街路灯の修繕に要する費用で、住民が負担しているものをいう。

第3条 街路灯の電気料金に係る補助金は、補助交付年度の前年度(以下「前年度」という。)において街路灯の電気料金を負担した町会その他の団体又は市長が適当と認める者(以下「電気料補助対象者」という。)に対して交付する。

2 街路灯の修繕費に係る補助金は、前年度において修繕費を負担した町会その他の団体又は市長が適当と認める者に対して交付する。

第4条第1項中「補助金の額は」を「街路灯の電気料金に係る補助金の額は」に、「それぞれ当該各号」を「当該各号」に、「10分の9」を「10分の8」に改め、同条第1号中「補助対象者」を「電気料補助対象者」に、「補助交付年度の前年度(以下「前年度」という。)」を「前年度」に改め、同条に次の1項を加える。

3 街路灯の修繕費に係る補助金の額は、第1項各号に定める額の合計額を2,800円で除して得た数を5で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。)に1,250円を乗じて得た額とする。ただし、その額が前年度の修繕費の額を超えることとなるときは、その修繕費の額をもって補助金の額とする。附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成15年度において修繕費を負担していない電気料補助対象者に係る第4条第1項の規定の適用にあっては平成16年度に限り、平成16年度において修繕費を負担していない電気料補助対象者に係る同項の規定の適用にあっては平成17年度に限り、同項中「10分の8」とあるのは、「10分の8.5」とする。

附 則

この告示は、平成16年度分からの補助金について適用する。

平成16年(2004年)7月21日 印刷
平成16年(2004年)7月21日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地
石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄